



「第2回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」 「アドバイザー合同会議」を開催！

令和3年3月19日（金）に「第2回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」と「第2回アドバイザー合同会議」が開催されました。

例年、両会議は都心近郊で開催していましたが、開催日時時点で緊急事態宣言下が発令されていたことを鑑み、オンライン上での開催となりました。

アドバイザー・都道府県等担当者合同会議では今後の精神保健医療福祉施策の方向性に係る説明が、アドバイザー合同会議では構築支援事業に参加している自治体の担当者と都道府県等密着AD・広域ADによるグループワークが行われ、各自治体の課題整理及び展開方針の検討、今後の戦略立案等が行われました。

第2回 アドバイザー・都道府県等担当者合同会議 令和3年3月19日（金）13：00～14：15

| 内容 | |
|--------------|--|
| 行政説明 | 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会について」 厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長補佐 友利 久哉 |
| 行政説明 | 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業について（令和3年度）」 厚生労働省 障害保健福祉部 精神・障害保健課 地域精神医療係長 宮本 正樹 |
| 総務アドバイザーコメント | 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 部長 藤井 千代 社会福祉法人 じりつ 理事長 岩上 洋一 |

アドバイザー合同会議 令和3年3月19日（金）14：20～16：00

| 内容 | |
|--------------|------------------------------|
| グループワーク | 令和2年度の振り返りと令和3年度の方針についての作戦会議 |
| グループワーク発表・共有 | 結果の共有 |



行政説明

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会について

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課の友利久哉課長補佐は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」（以下、「検討会」という。）及び「精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ」（以下、「ワーキング」という。）について、その検討概要を説明した。

検討会は令和2年3月に設置され、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基本的な考え方、重層的な連携による支援体制の構築、普及啓発の推進並びに精神保健医療福祉、住まい及びピアサポート等の同システムを構成する要素についての検討を行い、3月18日に報告書が公表されたと紹介。

検討会の取りまとめのポイントとして、精神障害を有する方等の日常生活圏域の整備を推進するべく「①市町村などの基礎自治体を基盤として進めること」、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは地域共生社会実現のためのシステムやしきみであるという「②地域共生社会等との関係等の整理」、そして、「③地域包括ケアシステムの7つの構成要素（地域精神保健及び障害福祉、精神医療の提供体制、住まいの確保と居住支援、社会参加、当事者・ピアサポーター、精神障害を有する方等の家族、人材育成）」、の3点について説明した。

また、令和2年8月から12月まで4回にわたって開催された精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループの報告書について、①平時の対応・受診前相談、②入院外医療の提供、③入院医療の提供、の3点のポイントについて説明した。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書（概要） (令和3年3月18日)

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等（以下「精神障害を有する方等」とする。）の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な事項

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築する。
- 「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」と解され、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- 重層的な連携による支援体制は、精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制である。
- 同システムにおいて、精神障害を有する方等が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、メンタルヘルス・ファーストアイドの考え方を活用する普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

| 地域精神保健及び障害福祉 | 精神医療の提供体制 | 住まいの確保と居住支援 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における精神保健に関する相談指導等について、制度的な位置付けを見直す。 ○ 長期入院者への支援について、市町村が精神科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可能な制度の説明等を行う取組を、制度上位置付ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時の対応を行うための「かかりつけ精神科医」機能等の充実を図る。 ○ 精神科救急医療体制整備をはじめとする精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により危機的な状況に陥った場合の対応を充実する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活全体を支援するという考えである「居住支援」の観点を持つ必要がある。 ○ 入居者及び居住支援関係者の安心の確保が重要。 ○ 協議の場や居住支援協議会を通じた居住支援関係者との連携を強化する。 |
| 社会参加 | 当事者・ピアサポーター | 精神障害を有する方等の家族 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的な孤立を予防するため、地域で孤立しないよう伴走し、支援することや助言等を行うことができる支援体制を構築する。 ○ 精神障害を有する方等と地域住民との交流の促進や地域で「はたらく」ことの支援が重要。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ピアサポーターによる精神障害を有する方等への支援の充実を図る。 ○ 市町村等はピアサポーターや精神障害を有する方等の、協議の場への参画を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害を有する方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制が重要。 ○ 市町村等は協議の場に家族の参画を推進し、わかりやすい相談窓口の設置等の取組の推進。 |
| 人材育成 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「本人の困りごと等」への相談指導等や伴走し、支援を行うことができる人材及び地域課題の解決に向けて関係者との連携を担う人材の育成と確保が必要である。 | | |



行政説明

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業について (令和3年度)

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課の宮本正樹地域精神医療係長は、令和3年度の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業について説明した。

まず、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業について、令和3年度は、前年度比約5,000万円の増額、117の自治体が実施意向を示していることを紹介し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のために、同事業を積極的に活用いただきたい」と述べた。

続いて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業について、令和3年度は23程度の自治体が参加意向を示していることを紹介し、参加したことがない自治体や、取組方法がわからない自治体は、積極的に参加を検討するよう求めた。

また、多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業の実施の検討についても依頼した。

最後に、世界メンタルヘルスデーに合わせた普及啓発イベントを令和3年度も引き続き取り組む方針であること、令和3年度の新規事業となるメンタルヘルスファーストエイドの考え方を活用した心のサポーター養成事業を全国8か所程度でモデル的に実施することを紹介し、準備が整い次第精神・障害保健課から連絡する旨伝達した。

心のサポーター養成事業(新規)

令和3年度予算案(新規)
28百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

※メンタルヘルス・ファーストエイド(MHFA)の実践体制

◆**インストラクター**
目的: エイダーを育成
要件: 2日間の指導者研修を受講
(研修のコツと実際・模擬研修・評価とフィードバック)

◆**エイダー**
目的: MHFAの実践
要件: 2日間のMHFA実施者研修を受講(MHFAの基本理念・うつ病・不安障害・精神病・依存症等への対応)

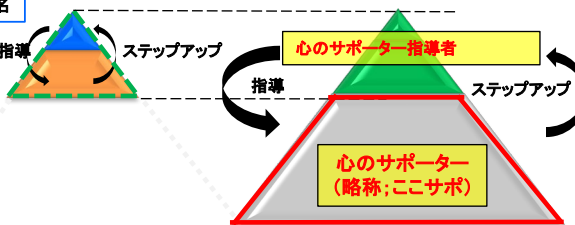
インストラクター 81名

エイダー 592名
島根県: 174
福岡県: 116
埼玉県: 100
岩手県: 83
東京都: 45
その他: 74

人数は令和元年3月末時点

MHFAの実践体制

心のサポーター養成の仕組み(イメージ)



※心のサポーターの養成体制(イメージ)

◎ココサポ指導者

目的: ココサポを育成
要件:
・MHFAのインストラクター及びエイダーであること
・2時間の指導者研修を受講

◎ココサポ

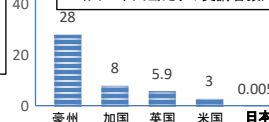
目的: メンタルサポートの実践
要件: 2時間のメンタルサポーター実施者研修を受講

心のサポーター(略称:ココサポ)とは?

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)

⇒ MHFAの考え方に基づいた、2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用(座学+実習)

※MHFA普及率の国際比較
(人口千人当たりの受講者数)



今後の方向性

| | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年~ |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 心のサポーター養成研修プログラム作成 | → | | | | |
| 心のサポーター養成研修(モデル地域) | | → | → | → | |
| 心のサポーター養成研修(全国) | | | | | → |
| 心のサポーター指導者養成マニュアル作成 | → | | | | |
| 心のサポーター指導者養成研修 | | → | → | → | → |





総務アドバイザーコメント

＜国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
地域・司法精神医療研究部 藤井千代 部長＞

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る検討会において、住民全体が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの対象であること、地域共生社会の実現のために欠かせないもの、そして旗振り役が基礎自治体であることが明確に示されたことが非常に重要だと感じていると述べた。

他の分野と一体となって取り組むことが確認されたことが重要なポイントと評価する一方で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの射程が広がることで、これまでの中重度の精神障害者への支援が手薄になることの懸念を示した。報告書を実効性のあるものとして進めるための方策を皆で検討したいと表明し、コメントを結んだ。

＜社会福祉法人 じりつ 岩上洋一 理事長＞

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る検討会の報告書には、精神保健医療福祉を基礎自治体が基盤となって進めることが記載されていることを再度紹介した。

保健・医療・福祉のそれぞれの基盤整備を進めること、また、これらの3層で行われている取組や成果を地域の中で整えていくことが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを形づくることにつながり、そしてそれが地域共生社会の実現に寄与していくと述べた。

情報提供

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書
・「精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ」報告書
が公開されています

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00003.html

今後の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの方針が記されています。
ぜひともご確認ください。

【編集後記】

早いもので令和2年度も終わりが近づいています。
今年度は新型コロナウイルス感染症にあらゆる事柄を翻弄された年度となりました。
日々最前線で奮闘される皆さまに、心から敬意を表すとともに、深く感謝を申し上げます。
事務局一同、今年度もお世話になりましてありがとうございました。
令和3年度は少しでも状況が好転することを願い、令和2年度最後の編集後記とさせていただきます。

当記事に関するお問合せは、事務局までお寄せください。

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

担当：名雪、齋藤、塩崎、草地、宮本、濱崎

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
構築支援事業事務局

(株式会社日本能率協会総合研究所)

担当：玉木、田中、河野、笠原

電話：0120-876-300

メ-ル：houkatsu_care@jmar.co.jp